

社援総発0220第3号

老老発0220第2号

平成30年2月20日

都道府県
各 指定都市 民生主管部（局）長 殿
中核市

厚生労働省社会・援護局総務課長

（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省老健局老人保健課長

（ 公 印 省 略 ）

「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」の一部改正について

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」

（平成13年7月23日社援総発第6号・老計発第30号厚生労働省社会・援護局総務課長、老健局計画課長連名通知）により、運用上の留意事項が定められているところでありますが、本通知を別添のとおり改正し、平成30年4月1日から適用することといたしましたので通知します。

【新旧対照表】「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援総発第6号・老計発第30号）

下線部分は改正部分

u003c/div>

改 正 後	現 行
<p style="text-align: right;">社 援 総 発 第 6 号 老 計 発 第 3 0 号 平成13年7月23日 (最終改正：平成30年2月20日)</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について</p> <p>標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示したところですが、なお、運営上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしく申し上げます。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第110号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。</p>	<p style="text-align: right;">社 援 総 発 第 6 号 老 計 発 第 3 0 号 平成13年7月23日</p> <p>都道府県 各 指定都市 民生部（局）長 殿 中核市</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省社会・援護局総務課長 厚生労働省老健局計画課長</p> <p>社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について</p> <p>標記の事業については、「社会福祉法第2条第3項に規定する生計困難者に対して無料又は低額な費用で介護保険法に規定する介護老人保健施設を利用させる事業について」（平成13年7月23日社援発第1277号・老発第275号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知。以下「局長連名通知」という。）によりお示したところですが、なお、運営上の留意事項として左記事項をお含みの上、その適正な運営を図っていただくよう指導方よろしく申し上げます。</p> <p>なお、<u>本通知については、3を除いて地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の9第1項及び第3項の規定に基づく都道府県並びに指定都市及び中核市が法廷受託事務を処理するに当たりよるべき基準として発出するものであり、本通知の施行に伴い「社会福祉事業法第二条第三項に規定する生計困難者のために無料又は低額な費用で老人保健</u></p>

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

- 1・2 (略)
- 3 第三について
報告は、毎年定める様式及び期限等により行うこと。

(削除)

法（昭和57年法律第80号）にいう老人保健施設を利用させる事業について」（昭和63年4月1日社庶第110号厚生省社会局庶務課長、児童家庭局企画課長連名通知）を廃止することを併せて申し添えます。

記

局長連名通知の各項目については、次の点に留意されたいこと。

- 1・2 (略)
- 3 第三の1について
報告は、別記様式により毎年5月末日までに社会・援護局総務課長あて行うこと。

別記様式

(様式)

無 料 又 は 低 額 介 護 老 人 保 健 施 設 利 用 事 業 総 括 表
都道府県市名： 平成〇〇年度

施 設 名	入 所 者 数 (A)	無 料 低 額 入 所 者 数				B/A × 100	通 所 介 護 事 業 又 は 通 所 リ ハ ビ リ テ ー シ ョ ン 事 業 に 係 る 実 施 数	ベ ッ ド 数	特 別 な 療 養 室 に 係 る ベ ッ ド 数
		生	保	減	免 計 (B)				
	人日	人日	人日	人日	%	人日	床	床	

(注) 利用料及び費用の減免の方法を定めたとき及び変更のあったときは、関係書類を添付すること。